

4 医療費助成認定までの流れ

診断名が指定難病である

※指定難病は厚生労働省のホームページで確認できます。

以下のどちらかの要件を満たしている

①重症度分類を満たしている

※一定以上の症状の方が対象。
(軽度の方は対象外)

満たしている 満たしていない

②指定難病の医療費が一定以上ある

軽症高額該当

重症度分類を満たさない方でも、指定難病の治療に要する医療費が一定以上の方※は医療費助成の対象になります。

※指定難病にかかる医療費総額(10割分)が33,330円を超える月が過去12か月に3回以上ある方。

- 3割負担の方は、自己負担額が10,000円を超える月
 - 2割負担の方は、自己負担額が6,670円を超える月
 - 1割負担の方は、自己負担額が3,330円を超える月
- 申請には、『診療明細書』が必要です。

満たしている

申請をする

審査は約4か月かかります

※臨床調査個人票を難病指定医に記入してもらう必要があります。
※窓口はお住まいの地域の保健所です。

(広島市にお住まいの場合はお住まいの区の福祉課)

※審査中でも、要件を満たした時点で追加申請ができます。

承認

受給者証が届く

※受診の際は、指定医療機関窓口で提示してください。

不承認

不承認通知が届く

※指定難病医療費助成は受けられません。

※不承認通知が届いた後も、要件を満たせば再申請できます。

●受給者証交付

認定された人へは、医療費の自己負担上限額の決定後、『特定医療費(指定難病)受給者証』が交付されます。

(ただし、申請書類の内容に記載漏れや不明点等がある場合、受給者証交付まで、4か月以上かかります。)

医療費助成は、保健所・福祉課が申請を受理した日からになります。

申請書の受理日から受給者証交付までの間に、医療費助成の対象となる医療費を支払った場合は、受給者証が届いた後に、払い戻しを申請することができます。

6 医療費の助成期間

● 広島市にお住まいの方

申請書の受理日	有効期間の終期
1月1日から6月30日まで ▶▶▶	申請した年の9月30日まで
7月1日から12月31日まで ▶▶▶	申請した翌年の9月30日まで

● 広島市以外にお住まいの方

申請書の受理日	有効期間の終期
12月1日から翌年8月31日まで ▶▶▶	申請した次の11月30日まで
9月1日から11月30日まで ▶▶▶	申請した翌年の11月30日まで

助成期間は、上記の通り申請書の受理日から決定されます。受給者証にその有効期間が記載されています。有効期間終了後も引き続き医療費の助成を希望される場合は、更新申請が必要となります。更新時期が近づきましたら、広島県または広島市より更新案内が通知されますので、必要な書類を揃えて申請してください。

なお、有効期間内でも、住所や氏名、保険証等が変更となった場合、変更届を出していただく必要がありますので、速やかにご連絡ください。 **下記参照**

お問い合わせ先・申請窓口

広島市にお住まいの方

お住まいの区	お問い合わせ・提出先	所在地／電話番号
中区	中区 厚生部 福祉課 障害福祉係	〒730-8565 中区大手町四丁目1-1 ☎082-504-2588
東区	東区 厚生部 福祉課 障害福祉係	〒732-8510 東区東蟹屋町9-34 ☎082-568-7734
南区	南区 厚生部 福祉課 障害福祉係	〒734-8523 南区皆実町一丁目4-46 ☎082-250-4132
西区	西区 厚生部 福祉課 障害福祉係	〒733-8535 西区福島町二丁目24-1 ☎082-294-6346
安佐南区	安佐南区 厚生部 福祉課 障害福祉係	〒731-0194 安佐南区中須一丁目38-13 ☎082-831-4946
安佐北区	安佐北区 厚生部 福祉課 障害福祉係	〒731-0221 安佐北区可部三丁目19-22 ☎082-819-0608
安芸区	安芸区 厚生部 福祉課 障害福祉係	〒736-8555 安芸区船越南三丁目2-16 ☎082-821-2816
佐伯区	佐伯区 厚生部 福祉課 障害福祉係	〒731-5195 佐伯区海老園一丁目4-5 ☎082-943-9769
全区	広島市健康福祉局 保健部健康推進課	〒730-8586 中区国泰寺町一丁目6-34 ☎082-504-2718

広島市以外にお住まいの方

お住まいの地域	お問い合わせ・提出先	所在地／電話番号
大竹市、 廿日市市	西部保健所 保健課 健康増進係	〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目2-68 ☎0829-32-1181
安芸高田市、府中町、 海田町、熊野町、 坂町、安芸太田町、 北広島町	西部保健所 広島支所 保健課 健康増進係	〒730-0011 広島市中区基町10-52 (広島県農林庁舎1階) ☎082-513-5526
呉市	呉市保健所 地域保健課	〒737-0041 呉市和庄一丁目2-13 ☎0823-25-3525 ※東保健センターまたは各保健出張所でも受け付けます。詳しくは、呉市保健所(地域保健課)までお問い合わせください。
江田島市	西部保健所 呉支所 厚生保健課 保健係	〒737-0811 呉市西中央一丁目3-25 ☎0823-22-5400
竹原市、東広島市、 大崎上島市	西部東保健所 保健課 健康増進係	〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10 ☎082-422-6911
三原市、尾道市、 世羅町	東部保健所 保健課 健康増進係	〒722-0002 尾道市古浜町26-12 ☎0848-25-2011
福山市	福山市保健所 保健予防課	〒720-8512 福山市三吉町南二丁目11-22 ☎084-928-1127 ※福山市各支所(保健福祉課)でも受け付けます。詳しくは、福山市保健所(保健予防課)までお問い合わせください。
府中市、 神石高原町	東部保健所 福山支所 保健課 健康増進係	〒720-8511 福山市三吉町一丁目1-1 ☎084-921-1311
三次市、 庄原市	北部保健所 保健課 健康増進係	〒728-0013 三次市十日市東四丁目6-1 ☎0824-63-5181
県内 (広島市以外)	広島県 健康福祉局 疾病対策課	〒730-8511 広島市中区基町10-52 ☎082-513-3070

難病に関する相談窓口

難病患者やご家族の療養上・日常生活での不安や悩みなど、さまざまな相談・支援を行っています。

CIDC 難病対策センター

Center for Intractable Disease Control

〒734-8551 広島県広島市南区霞1-2-3
広島大学病院 臨床管理棟(旧外来棟)1階
URL <https://cidc.hiroshima-u.ac.jp>



相談時間

月曜日～金曜日
(祝祭日・年末年始を除く)
10:00～12:00
13:00～16:00

予約優先



臨床管理棟
入ってすぐ
左側にあります